

法務省政策評価懇談会（第66回）議事要旨

1. 日 時

令和4年2月28日（月）14:00～15:57

2. 場 所

オンライン開催

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
伊 藤 富士江	上智大学客員研究員・元教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長)篠 塚 力	弁護士
野 澤 和 弘	一般社団法人スローコミュニケーション理事長・植草学園大 学教授（毎日新聞客員編集委員）
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

< 総務省出席者 >

行政評価局政策評価課企画官	渡 部 貴 徳
---------------	---------

< 法務省出席者 >

法務事務次官	高 嶋 智 光
政策立案総括審議官	吉 川 崇
官房参事官兼企画再犯防止推進室長	早 淵 宏 毅
秘書課付	渡 辺 裕 也
官房付	谷 澤 衣里子
秘書課企画調査官	山 田 正 浩
秘書課企画調整官	治 村 英 樹
人事課付	栗 原 一 紘
官房参事官（予算担当）	杉 原 隆 之
国際課付	神 吉 康 二
施設課技術企画室長	山 北 孝 治
厚生管理官総括補佐官	吉 田 純 孝
司法法制部参事官	渡 邊 英 夫
司法法制部参事官	小 林 隼 人
民事局付兼登記所適正配置対策室長	遠 藤 啓 佑
官房付兼企画調査室長	仲 戸 川 武 人
矯正局成人矯正課企画官	川 野 道 史

矯正局成人矯正課企画官	小 島 まな美
矯正局成人矯正課企画官	山 本 宏 一
保護局参事官	中 臣 裕 之
人権擁護局参事官	唐 澤 英 城
人権擁護局総務課人権擁護推進室長	田 中 普
訟務局訟務企画課訟務広報官	田 中 直 樹
法務総合研究所研究部総括研究官	鈴 木 望
法務総合研究所国際協力部副部長	須 田 大
法務総合研究所国際連合研修協力部教官	山 名 論 平
法務総合研究所総務企画部副部長	松 本 剛
出入国在留管理庁政策調整官	稲 垣 貴 裕
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	田 中 國 雄

< 事務局 >

秘書課政策立案・情報管理室長	東 郷 康 弘
秘書課補佐官	井 上 普 文

4 . 議 題

- (1) 令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)について
- (2) 国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書(案)について
- (3) 政府における政策形成・評価の在り方に関する検討状況について

5 . 概 要

議題(1)

令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)について、各委員から意見を聴取した。

議題(2)

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書(案)について、各委員から意見を聴取した。

議題(3)

総務省から、政策評価審議会の提言及び政府における政策形成・評価の在り方に関する検討状況について説明するとともに、事務局から、法務省の対応状況について説明を行った。最後に、「これからの法務省の政策評価に期待すること」について各委員から意見を聴取した。

6 . 主な意見・指摘等

議題(1)

別添「令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)に対する質問・意見及び回答」のとおり。

議題(2)

別添「国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書に対する質問・意見及び回答」のとおり。

議題(3)

法務省における政策評価の在り方については、総務省政策評価審議会及び政府における政策形成・評価の在り方に関する議論も踏まえながら、更に検討を進め、次回（令和4年7月開催予定）の政策評価懇談会において、法務省政策評価基本計画の見直しの方向性等について報告すること。

令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)に対する質問・意見及び回答

No.	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
1-1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(詐欺に関する研究)	伊藤委員	P15【評価項目】 (3)有効性	詐欺及び詐欺事犯者の実態を明らかにする点で、本調査研究の意義は十分認められるが、再犯防止対策の観点からどのような具体的な知見が得られたのか、伺いたい。	詐欺の有罪判決が確定した者を対象とした特別調査の結果、再犯防止対策としては、例えば、①特殊詐欺事犯者には、「不良交友」の背景事情がある者が相当の割合含まれていたことから、不良な交友関係からの離脱について指導していくことが有効であること、②特殊詐欺事犯者には、動機・理由や背景事情に「金ほしき」や「生活困窮」等の経済的問題がある者も少なくないことから、勤労意欲・能力向上のための支援や、円滑な就職実現に向けた職業訓練の実施等の方策が必要であること、③無銭飲食等の詐欺事犯者については、「生活困窮」が犯行の動機・理由となっている者が多く、早期の段階から安定した生活環境に向けての支援、生活態度に関する指導を行うことが重要であることなどの知見が得られたと考えております。
1-2	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(詐欺に関する研究)	大沼委員	P15【評価項目】 (2)効率性 (3)有効性	特殊詐欺など、効果的な対策を要する類型に絞り込んで、その処遇状況も含めて調査研究をする、とあるが、その対象が判決書その他の記録とされているので、「効率性」は理解できるが、どのようにして「有効な研究」とするつもりなのかが見えてこない。特殊詐欺における組織犯罪の実態、組織形成、手口、関与している者の分類・分析などを行うには、刑事記録だけではなく、現場の警察の認識、意見なども聴き取り、裁判の世界には現れてこないものも対象に含め、考察を深める必要があるのではないか。	「詐欺事犯と詐欺事犯者の実態調査」(2. (3)イ(イ))につきましては、具体的な処分と結びつき、かつ、より客観的で信頼性のある公的記録を基礎に調査・分析を行うため、判決書、刑事確定記録(警察が作成した捜査報告書や供述調書等も含まれます。)等を中心に調査・分析いたしました。このような調査・分析によっても、例えば、共犯者との関係、経済状況も含めた生活状況、特殊詐欺グループに加わった経緯等を含め、詐欺事犯者の特性や実態につき、有効な知見を得ることができたと認識しています。 また、御指摘にもあるとおり、考察を深めるために、現場の声を聞き取る必要があると考え、実際に詐欺被害に遭った方からの聴取、刑事施設、少年院及び保護観察所における取組等についての調査等を実施しました。警察の関係では、特殊詐欺の認知・検挙状況等について警察庁が精査・集計した資料を主な分析・調査対象といたしましたが、今後同種調査を行う際には、警察の現場から聴取することも検討してまいりたいと存じます。
1-3	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(詐欺に関する研究)	野澤委員	P14、15【事前評価の概要】 P23 別紙2	特殊詐欺犯による被害の深刻さを考えると研究の必要性は明白だが、事前評価のすべての項目がいずれも満点(10点)となっているのが気になる。特に有効性、効率性については具体的にどのような点を評価されたのか。特殊詐欺犯は役割を分けた階層的なチームあるいはネットワークによって構成されており、検挙されているのは「受け子」「出し子」と言われる末端の人員がほとんどと言われる。組織全体から見れば、検挙されることをある程度想定して「手先」として使っているとされる。このような属性の被検挙者の研究は、犯罪の根絶にどの程度寄与するのか。その上ですべての項目を満点とする事前評価の根拠について教示されたい。	研究評価検討委員会における事前評価の根拠は、「3. 事前評価の概要」(1)ないし(3)記載のとおりです。その上で補足いたしますと、同委員会における効率性(別紙2評価項目4)についての議論の中では、調査対象の設定自体は適切であることを前提に、調査の際には、調査の対象の主犯格と共犯者の特徴の差異についての分析を意識的に行われたいという指摘がなされたところです。また、有効性についての議論では、詐欺事犯者に関する研究が過去に例のない研究であることから、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や研究機関における更なる実態解明や抑止策等の検討に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれるという評価を受けたものと認識しています。 なお、特別調査の対象とした特殊詐欺事犯者を役割類型別に類型化したところ、主犯・指示役(9. 7パーセント)、架け子(28. 1パーセント)、犯行準備役(15. 8パーセント)、受け子・出し子(46. 4パーセント)という結果となり、類型別に、属性や犯行動機・背景事情等の分析を行いました。その結果、例えば、受け子・出し子については、経済的事情を背景に犯行に加担する者が多いものの、実際に報酬を得た者は半数に満たず、半数強が実刑判決を受けるなど、特殊詐欺が決して「割に合う」犯罪ではないことが明らかになりました。このような事実を周知することで、将来的に、特殊詐欺事犯において重要な役割を果たす受け子・出し子としてこの種の犯罪に加担する者を減少させ、特殊詐欺事犯の減少に寄与し得るものと考えております。

No.	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
2-1	国と地方公共団体が連携した取組の実施	朝日委員	P25【測定指標1】 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数	令和3年度以降、対前年度1割増が目標値とした理由についてご教示ください。実績では令和2年度まで増加度合いがかなり大きくなっています。「再犯防止推進計画加速化プラン」に基づく事業など、地方公共団体の計画策定支援に係る政策等、測定指標の関連要因の影響などがあれば教えてください。	<p>○ 平成28年12月に成立・施行された再犯防止推進法において、全国的に再犯防止施策を推進するため、地方公共団体にも地方計画を策定する努力義務が課されたことから、その後、法務省において、それまで必ずしも再犯防止施策になじみがなかったと思われる地方公共団体に対し、各種協議会や計画策定のための手引の作成・配布等を通じて働きかけを行うとともに、平成30年度から令和2年度までの間、「地域再犯防止推進モデル事業」を委託実施していただくなどした結果、各地方公共団体における所管部署の確定や内部検討などのプロセスを経て、令和3年度末までには、全ての都道府県で地方計画が策定見込みとなるほか、再犯防止の取組に積極的な市区町村についても、おおむね計画が策定済みとなる見込みとなったものです。</p> <p>○ もともと、国として、基礎自治体を持つ福祉的リソースを活用するなどして刑務所出所者等に対し必要な支援が十分行われるよう、全ての自治体を取組をお願いしたいと考えており、前記のとおり働きかけを行っているところですが、現状で地方計画が未策定の一部団体からは、「再犯防止施策の必要性が分からない」、「再犯防止のためにできないことがない」等の意見を伺っており、再犯防止施策につき十分に理解をいただけていない団体も少なくない現状にあります。よって、令和4年度以降に地方計画を新たに策定する団体数を増やすためには、これまで以上の働き掛けが必要となるなど、策定団体数の増加の困難度が上がると見込まれることなどから、前年比を基準とし、現時点の暫定的な目標値として「1割増」を設定しているものです。</p>
2-2	国と地方公共団体が連携した取組の実施	朝日委員	P25【測定指標2】 再犯防止分野におけるPFS/SIB事業の推進状況	「国によるPFS/SIBを活用したモデル事業として、SIBを活用した非行少年に対する学習支援事業を新たに導入する。」とありますが、指標の「推進状況」とは具体的に何で測ることになると想定されるのでしょうか。たとえば、成果指標の検討結果が示されること、など想定項目があればご教示ください。	<p>○ 再犯防止分野におけるPFS/SIB事業は、これまで我が国で行われたことはなく、今回のSIBを活用した非行少年に対する学習支援事業が初めての事業となります。</p> <p>○ そのため、今後、地方公共団体を主体とするものを含め、我が国における再犯防止分野におけるPFS/SIB事業を推進していくためには、まずは法務省が前記学習支援事業におけるスキームの構築やその事業自体を行い、それらを通じて得られた成果指標の設定方法等の知見を手引きとしてまとめて周知・共有するなどし、PFS/SIBの推進に向けた基盤作りを行い、その後の国及び地方公共団体による更なるPFS/SIB事業の実施につなげていくことが必要と考えており、御指摘のように手引き等において成果指標の検討結果を示すことも、進捗状況を測る一つの項目になり得るものと考えております。</p>
2-3	国と地方公共団体が連携した取組の実施	伊藤委員	P26【達成手段①】 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会等の実施	実施する協議会等の回数を把握するのみか、その内容も把握するのか、伺いたい。	<p>○ 「達成手段」に関するお尋ねでありますところ、「達成手段」とは、「達成すべき目標」に掲げた施策目標、すなわち、地方公共団体による再犯防止の取組の促進等を達成するための具体的手段たる事業を記載するものと理解しております。</p> <p>○ その上で、記載した協議会等の内容は次のとおりであり、いずれも法務省が主催者となり、会議を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国会議（1回開催） 地域再犯防止推進モデル事業において蓄積された成果や課題などについて、全国の地方公共団体での把握・理解の促進を進めることを目的として開催。 ・ ブロック別協議会（全6ブロックで1回開催） 全国6ブロックにおいて、当該ブロック内の参考となる取組事例の共有や再犯防止の取組を進めるに当たった課題や対応策等に関する意見交換等を行うことを目的として開催。 ・ 地域連携協議会（3県（愛知県、滋賀県及び鳥取県）それぞれで3回開催） 再犯防止の取組を進める地方公共団体の連携により、都道府県と市区町村の連携モデルの検討を行うことを目的として開催。

No.	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
2-4	国と地方公共団体が連携した取組の実施	大沼委員	P25【測定指標1】 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数 (年度ごとの実績値)	地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数が毎年桁違いに飛躍的に伸びている。これが実現できたのは政策の実施上極めて高い評価を受けるべきだと思うが、その原因、どのような働きかけをしたのかの具体的な内容、また、地方公共団体の推進計画の具体的な内容と法務省からみたその適切さについて説明していただきたい。	<p>○ 法務省では、平成30年度から令和2年度までを事業期間として、合計36の地方公共団体に委託して「地域再犯防止推進モデル事業」を実施することで、これらの地方公共団体に対して、同事業の内容を盛り込みながら、地方計画を策定するよう働きかけました。</p> <p>○ また、法務省において「地方再犯防止推進計画策定の手引き」を作成し、全国の地方公共団体に当該手引きを共有しているほか、「地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会」などの場を通じて、地方における再犯防止の取組の参考となる情報等を発信し、地方計画策定の働きかけを行っております。</p> <p>○ 地方計画の具体的内容につきましては、地方の実情に応じて地方公共団体の判断により定められており、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の再犯防止推進計画に掲げられた重点課題に沿って地方計画の柱を立てているものもあれば、国の計画に掲げられた事項のうち当該団体で実施可能と判断したものを掲げたものもある ・ 特に基礎自治体(市町村)では、再犯防止のため活用可能な主なリソースが福祉的資源となることが考えられ、地方福祉計画と一体の計画として定める例が多い <p>など様々ですが、いずれについても、各団体で地方計画を策定いただくことは、再犯防止施策につきご理解をいただき、実効的な施策を講ずる緒に就くものとして大きな意義があると考えております。</p> <p>○ 他方で、地方計画を策定したものの、その施策の実施が必ずしも順調に進んでいない団体もあるとの声にも接しているところであり、今後、国として、都道府県と、市区町村それぞれに期待する役割を明示するなどして、各団体に、地方計画の下での実効的な施策を講じていただけるよう、努めてまいりたいと考えております。</p>
2-5	国と地方公共団体が連携した取組の実施	宮園委員	P25【測定指標1】 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数	地方公共団体による再犯防止の取組の促進を図るという目標の達成は、地方計画を策定している地方公共団体の数により再犯防止の取組が促進されたとする指標として妥当なのだろうか？ (達成すべき目標に挙がっている「再犯防止の取組の促進を図る」ということは何を想定しているのか？それが明確にならないと達成できる測定指標なのかの判断はむずかしいように思う)	<p>○ 「地方公共団体による再犯防止の取組の促進を図る」とは、主として、地域の実情に応じた再犯防止に関する取組を実施している地方公共団体の数を増やすことや、すでに取り組んでいただいている地方公共団体における取組の更なる充実を図ることを想定しています。</p> <p>○ その上で、地方計画は、地方公共団体において、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に進めることなどを目的として策定されるものであり、同計画の策定数は、再犯防止の取組の進捗度合い(再犯防止に取り組む団体数等)を把握する上で、指標になり得るものと考えています。</p> <p>○ 他方で、委員御指摘のとおり、地方計画は、あくまで再犯防止施策の実施の前提として策定いただくものであり、実際に有効な施策を講じていただくことを目指すべきものと認識しており、今後、国として、都道府県と、市区町村それぞれに期待する役割を明示するなどして、各団体に、地方計画の下での実効的な施策を講じていただけるよう、努めてまいりたいと考えております。</p>
2-6	国と地方公共団体が連携した取組の実施	宮園委員	P25【測定指標2】 再犯防止分野におけるPFS/SIB事業の推進状況	施策の進捗状況の設定の趣旨がよくわかりません。ご教示いただきたいです。	<p>○ SIBを含むPFSについては、令和2年3月に「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」が決定され、重点三分野の一つとして再犯防止が掲げられるなど、政府一体となってその推進を図ることとされています。もともと、再犯防止分野におけるPFS/SIB事業は、これまで我が国で行われたことはなく、今回のSIBを活用した非行少年に対する学習支援事業が初めての事業となります。</p> <p>○ そのため、今後、地方公共団体を主体とするものを含め、我が国における再犯防止分野におけるPFS/SIB事業を推進していくためには、まずは法務省が前記学習支援事業におけるスキームの構築やその事業自体を行い、それらを通じて得られた成果指標の設定方法等の知見を手引きとしてまとめて周知・共有するなどし、PFS/SIBの推進に向けた基盤作りを行い、その後の国及び地方公共団体による更なるPFS/SIB事業の実施につなげていくことが必要と考えており、こうした考えの下で、進捗状況に係る各年度の目標を設定しております。</p>

No.	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
3-1	登記事務の適正円滑な処理	朝日委員	P30【測定指標2】 電子証明書の発行件数 P31【測定指標3-1】 長期相続登記等未了土地が 解消された数(累計数) P31【測定指標3-2】 変則的な登記がされている 土地が解消された数(累計 数)	いずれも、対前年度増が目標値となっていますが、実績を見ると順調に増加していることや、オンライン・システム関連の予算措置や関連施策の強化からも、対前年度増の達成は確実に見込まれるように見えます。測定指標に関して、達成に懸念となる要因があれば教えてください。	【測定指標2について】 令和元年度及び令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた契約等の電子化の進展等により、電子証明書の発行件数が飛躍的に伸びた(前年比、令和元年度:約125パーセント、令和2年度:約134パーセント)と考えられるところ、次年度以降の発行件数については、なおも感染症の感染状況等の社会情勢に左右される見込みであること、高い水準で件数が安定することも想定され、対前年増を実現することができるかとは不透明な部分があるものと考えております。 【測定指標3-1及び3-2について】 長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地のいずれにおいても、新型コロナウイルス感染症の拡大や、災害発生等に伴う法務局の他の作業の繁忙度等によっては、実地調査等が想定外に難航し、指標の増加が鈍化することなどが考えられます。
3-2	登記事務の適正円滑な処理	井上委員	P34【達成手段⑨】 成年後見登記事務の運営	令和3年度予算が前年より大きく減少していますが、その理由は何でしょうか？	成年後見登記システムのリプレースに係る経費が減少したものです。成年後見登記システムは、令和元年度から次期システムへのリプレースに係る設計・開発作業を開始し、令和3年5月にリプレースが完了したことから、令和2年度に比べ、令和3年度はリプレース経費が大幅に減少しました。
3-3	登記事務の適正円滑な処理	井上委員	P34【達成手段⑩】 所有者不明土地問題の解消	令和3年度予算が前年より大きく減少していますが、その理由は何でしょうか？	長期相続登記等未了土地解消作業が「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の対象施策とされたことから、平成30年度から令和2年度にかけて実施対象筆数を増やし、重点的かつ迅速に実施しました。これにより、結果として、緊急対策が終了した令和3年度においては相対的に実施対象筆数が減少し、これに伴い予算額も減少しました。
3-4	登記事務の適正円滑な処理	大沼委員	P34【達成手段⑩】 所有者土地不明問題の解消 P35 施策の予算額・執行額	所有者不明土地問題の解消に関する予算が年々激減している。その理由と一部経費(46百万円)が内閣官房、デジタル庁に一括計上されているがその理由、用途について教えていただきたい。	所有者不明土地問題の解消に関する予算が減少している理由は、3-3のとおりです。 また、令和3年度予算には、内閣官房、デジタル庁に一括計上されるシステム端末に係る経費が含まれているためです。
4-1	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	朝日委員	P40【測定指標4】 遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数	いずれも保管の申請がされた遺言書に対する請求が測定指標となっていますが、保管の申請がなされた遺言書数の動向を教えてください。保管した遺言書数に対する率の増加、あるいは保管遺言書数と測定指標の双方の増加率を比較することは可能でしょうか。あるいはその他の関連要因などありますでしょうか。	遺言書の保管申請件数の動向については、別添「遺言書保管制度の利用状況」があります。これに基づいて、御指摘のような比較をすることは可能です。
4-2	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	井上委員	P40【測定指標4】 参考指標:法務省ホームページへのアクセス件数	令和2年度実績が前年より大きく増加していますが、その理由は何でしょうか？	令和2年7月から制度の運用が開始されるとともに、それまでの間に行われた、法務省ホームページの更新、当該ホームページのQRコードが掲載されたチラシ・ポスターの配布及び政府広報によるラジオ・BS放送等の広報活動が、当該ホームページのアクセス件数の増加につながったと推測されます。
4-3	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	大沼委員	P41【達成手段①】 国籍・戸籍事務等の運営	国籍・戸籍事務の予算執行額が毎年うなぎ登りに増えているが、その理由と具体的用途について教えていただきたい。	「戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)」において、同法の施行から5年以内に、マイナンバー制度を利用した戸籍情報の連携を行うこととされたことから、所要のシステム構築作業等を行っているところです。上記については、令和元年度下半期から作業が本格化しており、新たなシステムの開発、戸籍情報の整備作業等のための執行額が増加しております。

No.	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
5-1	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	朝日委員	P46【測定指標2】 在留資格取消件数	在留資格取消件数の対前年増加について、法改正や関連する罰則等の措置の有無により、増加率が異なると想定されるのでしょうか。在留資格取り消し対象者自体の増加以上の増加を以て評価する、という理解でよいでしょうか。	法改正により在留資格取消対象者の範囲が拡大されたことに加え、在留資格取消しに従事する職員の体制面の強化も図っており、より多くの事案に取り組むことができるようになることで、在留資格取消件数が増加することを想定していたもの。なお、対前年増を目標値としてきましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ指標の在り方について検討することとしています。
5-2	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	伊藤委員	P47【測定指標4】 地方公共団体等と連携を行った回数	(細かいことですが、文言について) 「地域が抱える課題や現状を把握するとともに、意見・要望をしっかりと聴取することが重要である。」とあるが、誰の意見・要望か？	地方公共団体、外国人支援団体等の関係機関からの意見・要望です。受入環境調整担当官が業務を通じて、これらの意見・要望の聴取に取り組んでいます。
5-3	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	大沼委員	P46、47【測定指標3】 違反事件数	平成29年以降、在留者の違反件数が大幅に増え、在留資格の取消件数も増加している。どのような違反が多いのか、取消になったのはどのような違反からか、違反が多い外国はどのようなランキングとなっているのか、教えていただきたい。	令和2年の在留資格取消件数は、国籍・地域別にみると、ベトナムが711件と最も多く、次いで中国が162件、ネパールが98件となっています。また、入管法第22条の4第1項各号の取消事由別にみると、第5号が616件と最も多く、次いで第6号が493件、第2号が68件となっています。 令和2年中に退去強制手続及び出国命令手続を執った外国人は1万5,875人いるところ、違反種別では、不法残留者が1万4,465人と最も多く、その次に刑罰法令違反者が504人、不法入国者が225人と続きます。 また、国籍別ではベトナムが6,286人と最も多く、その次に中国、タイ、フィリピン、インドネシアの順となっており、これら5か国で全体の82.6パーセントを占めています。
5-4	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	大沼委員	P49【達成手段④】 バイオメトリクスシステムの維持・管理	個人識別情報の事前登録に協力してくれる日本人、外国人の割合を教えてください。また、将来顔認証システムの導入により要注意人物の入国を防止したいという考えはあるのかについても教えてください。	御質問のあった指紋認証ゲートは、事前に利用者登録を行った日本人及び一定の要件(再入国許可を受けていること等)に該当する外国人が利用可能なゲートで、登録時に提供した指紋の画像とゲート利用時に取得した指紋の画像を照合することにより同一人性の確認を行っているところですが、指紋認証ゲートを利用可能な人数に対する指紋認証ゲートの利用者登録を行っている方の割合を提示することは困難です。 なお、入管法上、入国審査官による上陸のための条件に適應しているかどうかの審査及び個人識別情報(指紋及び顔写真)の提供が義務づけられているため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施しております。
5-5	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	P44 施策名	2021年12月21日に出入国在留管理庁が公表した「現行入管法上の問題点」1頁によれば、「我が国に入国・在留する全ての外国人が適正な法的地位を保持することにより、外国人への差別・偏見を無くし、日本人と外国人が互いに信頼し、人権を尊重する共生社会の実現を目指す。」(https://www.moj.go.jp/isa/content/001361884.pdf)とされています。極めて適切な方針です。そうであれば、この方針に沿って「不法滞在」「不法残留」という呼び方をまずは出入国在留管理庁が改めるべきではないでしょうか。国連の公式文書では「不法な」という言葉は、常に移民に罪があるような印象を与えるため、「非正規(irregular)」または「証明書を持たない(undocumented)」という用語を使うように、1975年の総会で決議されています。米国バイデン政権でも、2021年に同様の呼称にするように指示がされています。	我が国において、日本人と外国人がお互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現していくためには、 ・外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと ・ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくことが前提であると考えています。 外国人の入国や在留を認める上で、一定のルールを設けて遵守を求め、これを遵守しない者を退去させることができることは、国際慣習法上、確立した原則です。 現行入管法でも、我が国に在留する外国人にとって、在留資格を取得し、在留期間を遵守すべきことは、極めて基本的かつ重要なルールとされ、これに違反した者については、3年以下の懲役に処する旨の罰則を設け、かつ、我が国から退去させることとしており、これを変更することは適切でないと考えています。 入管行政においては、これらに該当する者について、「不法残留者」及び「不法滞在者」と呼んでいます。御指摘のような印象を与える意図はなく、不適切な表現とは考えていません。

No.	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
5-6	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	P44 達成すべき目標と目標設定の考え方・根拠	<p>難民申請に対する審査期間の標準処理期間の遵守を達成すべき目標に掲げるべきであると考えます。</p> <p>2010年7月に難民認定申請の標準処理期間は6か月と定められています。 (https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri03_00082.html)。</p> <p>しかし、2020年の数値では、一次審査の平均処理期間は約25.4か月、不服申立ての平均処理期間は約26.8か月と、標準処理期間の4倍以上となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その理由は、どのようなものなのでしょうか。 ・標準処理期間の4倍以上の時間を費やしている現状を改善するために、難民申請に対する審査期間の標準処理期間の遵守を達成すべき目標に掲げるべきであると考えます。 ・その際、諸外国では、どの程度の期間で処理しているかを調査し、先進的な取組をしている諸外国の難民認定機関について、現地調査をするなどして、知見を深めるべきではないでしょうか。 	<p>2019年までは、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件等を優先的に処理したところ、それ以外の処理されなかったものが未処理案件として残り、2020年は、それら審査期間の長期化している未処理案件を集中的に処理したことにより、平均処理期間が長期化することとなりました。</p> <p>近年における難民認定申請者数の急増傾向及び申立内容の多様化に対応するためには、審査の合理化・効率化に併せて、難民調査官等の増配置による審査体制の強化が重要であると認識しています。</p> <p>難民調査官等の増員など、迅速処理に必要な措置を講じてきたところ、引き続き、難民認定業務を適正かつ迅速に遂行するための審査体制の強化・整備を不断に検討していきます。</p> <p>なお、出入国在留管理庁では、難民認定制度運用の一層の適正化を図るため、令和3年7月、UNHCRとの間で、両者の協力関係をより一層発展させるための協力覚書も交換したところです。</p> <p>また、これまでも、外務省、UNHCR等の関係機関と適切に連携し、最新の出身国情報を積極的に収集してきたところ、今後は、出身国情報のより一層の充実のため、難民を多数受け入れている諸外国との情報交換を行うことも検討しており、その際には、諸外国における処理期間に係る取組等についても積極的に調査したいと考えます。</p>
5-7	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	P46【測定指標3】 違反事件数	<p>平成16年から始まった「不法滞在者5年半減計画」によって約25万人存在していた「不法滞在者」は平成21年1月には約13万人まで減少したとのことですが、その期間内に在留特別許可で正規化された者は合計49,343人であると理解しています。今後の「不法残留者」縮減のためにも、同様に在留特別許可を活用していく予定はあるのでしょうか。</p>	<p>不法滞在者に在留特別許可を認めるか否かについては、かねてから、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族関係、素行及び人道的な配慮の必要性など諸般の事情を総合的に勘案して行っており、不法在留者の縮減のために、在留特別許可することはありません。</p> <p>入管庁としては、在留特別許可に関する判断においては、引き続き、個々の事案ごとに諸般の事情を適切に考慮して、適正な運用に努める所存です。</p>
5-8	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	P48【達成手段③】 被收容者等の処遇 (達成手段の概要等)	<p>佐々木聖子出入国在留管理庁長官は、朝日新聞のインタビューで、「全件收容主義」と決別すべく、不退転の決意で取り組むと述べ(2021年6月16日付同紙記事)、2022年1月14日に作成した「出入国在留管理庁職員の使命と心得」発表のメッセージでも「日本人も外国人も、まず同じ『人』として向き合うべきです。今回の心得にもあるように、人権を大切にすることは全てのことの大前提」とされています。</p> <p>ところが、本計画の達成手段の概要等では、「收容令書を発付された者及び退去強制手続の結果強制送還のための退去強制令書が発布された者については、その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため、收容施設に收容していることとしている。」と記載し、全件收容主義との決別は行われていないように思われます。佐々木長官の大前提を活かし、達成手段における寛容さが理解できるようなかたち書き改める必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>退去強制手続を行うに当たっては、その者の送還を確実に実施するとともに、本邦における在留活動を禁止する目的から、收容施設に收容することとしています。</p> <p>その上で、自発的に出頭した者に関しては、在宅のまま手続を進めたり、健康状態や家族状況等の様々な事情に配慮し、仮放免を活用するなどしています。</p> <p>このように入管庁では、退去強制手続においても、外国人の人権に最大限配慮した取組を行っていますが、退去強制手続を円滑、かつ確実に遂行する上で、收容令書、または退去強制令書が発付された者については、收容施設に收容することが前提であることには現行法においては変わりはないため、現時点において記載内容を変更する必要はないと考えます。</p>

遺言書保管制度の利用状況

法務省民事局
(単位:件)

	遺言者の手続		相続人等の手続		
	遺言書の保管申請	遺言書の閲覧請求	遺言書情報証明書の交付請求	遺言書の閲覧請求	遺言書保管事実証明書の交付請求
累計	29633 (29530)	68	747	8	1075
令和2年7月	2608 (2586)	7	0	0	1
令和2年8月	2362 (2354)	7	1	0	3
令和2年9月	1978 (1969)	4	13	0	16
令和2年10月	2263 (2255)	1	10	0	18
令和2年11月	1694 (1693)	1	22	0	21
令和2年12月	1726 (1719)	4	17	0	32
令和3年1月	1178 (1175)	4	24	0	42
令和3年2月	1287 (1282)	3	33	0	44
令和3年3月	1625 (1622)	4	43	2	72
令和3年4月	1477 (1475)	4	46	0	85
令和3年5月	1245 (1244)	3	44	0	73
令和3年6月	1406 (1402)	5	61	1	91
令和3年7月	1324 (1321)	2	52	0	80
令和3年8月	1323 (1316)	3	57	2	103
令和3年9月	1441 (1436)	5	72	0	88
令和3年10月	1655 (1653)	4	88	1	93
令和3年11月	1530 (1526)	6	83	1	99
令和3年12月	1511 (1502)	1	81	1	114

※ カッコ内は保管件数

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答

No.	該当箇所	委員	質問・意見	回答
1	P4 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等	井上委員	「指定法人制度の在り方については、平成22年度に実施された行政刷新会議における事業仕分けにおける指摘を踏まえ検討した」とありますが、平成22年以降の検討状況をご教授ください。	<p>広く一般に行ったアンケート結果(平成23年11月17日～平成24年1月31日)において、現在の指定法人に代わって登記情報提供業務を行う意向のある者がおらず(現在に至るまでも当該意向のある者からの問合せはなく)、現在の指定法人に登記情報提供業務を行わせることが適当との意見が過半数であったこと、また、クレジットカード払いや口座引落しによる利用料金の支払い方法の利便性を維持する観点からは指定法人を介在させる必要があることから、現在の指定法人制の在り方を維持した上で、指定法人に外部評価委員会を設置して登記情報提供業務の評価を実施した結果を受けて、現行の指定法人に当該業務を継続させつつ、内部監査を実施して当該業務の運用の透明性及び適正性を担保し、引き続きコスト縮減に向けた取組を指導することとしました。</p>
2	P3 4. 評価結果等 (3)有効性	篠塚委員	登記情報の確認が、土日祭日にも可能なり、現行の平日の午前8時30分午後5時15分～午後9時の利用時間を更に拡大する方向での検討はなされていますか。その際、障害となっている事柄とそれらを克服する方策を検討されておられたら、教えてください。	<p>登記情報提供サービスは、現在、平日の午前8時30分から午後9時までの間でサービスを提供しているところですが、国民の利便性向上の観点から、広く一般に行ったアンケート結果(平成29年11月13日～12月1日)や拡大する時間帯のシステム運用にかかる経費等の費用対効果を踏まえ、令和4年10月から、以下のとおり、利用時間を拡大することを検討しています。</p> <p>【利用時間の拡大後】 平日：午前8時30分から午後11時まで 土日祝日：午前8時30分から午後6時まで</p> <p>【拡大した時間帯に提供する情報】 ・不動産に関する登記情報 ・会社・法人に関する登記情報 ・動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイル</p>

No.	該当箇所	委員	質問・意見	回答
3	P4 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等	篠塚委員	裁判手続のIT化に合わせた登記事項証明書の提出にあたり、書面での原本確認手続を介せず、代替する手続により、オンラインでできるように準備は進められているのでしょうか。	判例上、書証の申出は、相手方の同意があれば、写しの提出をもってすることも可能と考えられておりますので、御指摘の書面を書証として提出する場合も同様に扱われることになると思われます。 いずれにしても、民事訴訟手続のIT化後の登記事項証明書の提出の在り方については、今後も検討されていくものと認識しております。
4	P4 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等	篠塚委員	登記手続のIT化に合わせた登記事項証明書の提出にあたり、書面での原本確認手続を介することなく、代替する手続により、オンラインでできるように準備は進められているのでしょうか。	登記手続の際の添付情報が電磁的記録により作成されている場合には、当該電磁的記録に作成者の電子署名がされている必要があります。 現在、添付情報にする電子証明書として利用可能としているものとしては、公的個人認証サービス、電子認証登記所電子証明書などが挙げられており、その普及が図られているところです。 なお、電子署名の普及に当たっては、例えば、公的個人認証サービスの利用の前提となる個人番号カードの取得の促進やペーパーレス化の推進を政府全体で行うなどの取組が一層必要になるものと考えております。